

一般社団法人日本パレット協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本パレット協会（英文名 Japan Pallet Association。略称「JPA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都区部に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、社会の維持・発展に不可欠なサプライチェーンにおける物流システムの円滑な運営に資するパレット及び各種物流機器・容器の製造販売と、レンタルサービスの提供を担う企業を会員とする協会として、将来に亘って持続的に日本社会と会員企業の発展に貢献する事業活動を行い、社会に対しても、会員に対しても、透明性と公平性を担保し社会的存在価値の高い協会として機能することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ユニットロードシステムの調査・研究と普及啓発
- (2) ユニットロードシステムの推進に資するパレット及び各種物流機器・容器の利用技術に関する調査・研究と普及啓発
- (3) パレット及び各種物流機器・容器の規格、基準の作成と敷衍
- (4) パレット及び各種物流機器・容器の信頼性表示施策の推進
- (5) 前各号に関する国際標準化の推進

- (6) 前各号に関する内外関係機関との交流及び協力
- (7) 前各号に関する人材の養成
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業に協力しようとするもの
 - (3) 維持会員 この法人の事業に賛同しようとするもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、役員幹部会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員がこの法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、退会したものとみなす。
 - (1) 個人の会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 個人の会員が死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 法人の会員が解散し又は破産したとき。

(4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議（但し、第17条第2項によるもの。）により、これを除名することができる。

(1) この定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 会員の除名

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合には、いつでも、開催することができる。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故あるときは副会長がこれに代わる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法、又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第17条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した議長は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置く。

第5章 役員、顧問及び名誉会長

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上24名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事のうち5名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。
 - 5 前項の副会長、専務理事、常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任)

第21条 理事及び監事は、総会における決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、業務を統轄する。

- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事又は監事は、総会によって、解任することができる。

(報酬)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問及び名誉会長)

第27条 この法人に、顧問5人以内及び名誉会長1人を置くことができる。

2 顧問及び名誉会長は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 名誉会長は、この法人の重要な事項に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

5 第25条の規定は、顧問及び名誉会長について準用する。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(役員幹部会)

第33条 この法人は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項（法令及びこの定款により、社員総会、理事会に付与された権限に関する事項を除く）を審議するため、役員幹部会を設けることができる。

2 役員幹部会は、会長、副会長、専務理事をもって構成する。

3 役員幹部会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

4 役員幹部会の議長は、会長がこれに当たる。

5 常務理事は、役員幹部会に出席して意見を述べることができる。

6 監事は、役員幹部会に出席して意見を述べることができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(委員会及び部会)

第40条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会及び部会を設けることができる。

- 2 委員会及び部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会及び部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第41条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局、事務局長及び職員に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(実施細則)

第42条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。